

平成25年第2回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

平成25年5月7日 開会

平成25年5月7日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成25年第2回新十津川町議会臨時会

平成25年5月7日（火曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第27号 平成25年度新十津川町一般会計補正予算（第1号）
- 第4 議案第28号 財産の取得について
- 第5 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて
- 第6 議案第30号 新十津川町監査委員の選任について
- 第7 選任第1号 常任委員の選任について
- 第8 選任第2号 議会運営委員の選任について

◎出席議員（11名）

1番	安中	経人	君	2番	西内	陽美	君
3番	青田	良一	君	4番	山田	秀明	君
5番	笹木	正文	君	6番	平沢	豊勝	君
7番	長名	實	君	8番	後木	幸里	君
9番	樋坂	里子	君	10番	西永	勝治	君
11番	長谷川	秀樹	君				

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により出席した者の氏名

町	長	植田	満	君
副町	長	佐川	純	君
総務課	長	藤澤	敦司	君
住民課	長	小林	透	君
会計課	長	遠藤	久美子	君
保健福祉課	長	長谷川	雄士	君
産業振興課	長兼			
農業委員会事務局	長	高松	浩	君
建設課	長	三谷	和弘	君
教育次	長	加藤	健次	君
代表監査委員		山本	忍	君

◎職務のために出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 高 宮 正 人 君

◎開会及び会議の宣告

(午前10時00分)

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。

ただ今から、平成25年第2回新十津川町議会臨時会を開会いたします。

ただ今出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、会議規則により、議長より指名いたします。9番、樋坂里子君。10番、西永勝治君。両君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日限りと決定をいたしました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、議案第27号、平成25年度新十津川町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） おはようございます。ただ今上程されました議案第27号、平成25年度新十津川町一般会計補正予算（第1号）でございます。

平成25年度新十津川町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ479万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億7,699万8千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

内容につきましては、副町長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 佐川 純君登壇〕

○副町長（佐川 純君） おはようございます。それでは上程いただきました議案第27号、平成25年度新十津川町一般会計補正予算（第1号）となりますけれど、内容の説明を申し上げます。

6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書。総括。歳入。補正のある款のみ申し上げます。

15款、国庫支出金。補正額269万7千円、計2億8,668万1千円。

19款、繰入金。補正額209万4千円、計1億2,900万7千円。

歳入の合計、補正額479万1千円、計49億7,699万8千円。

続きまして、歳出。

2款、総務費。補正額209万4千円、計4億2,887万3千円。財源内訳、すべて一般財源であります。

10款、教育費。補正額269万7千円、計3億8,707万2千円。財源内訳、特定財源で国道支出金269万7千円であります。

歳出合計、補正額479万1千円、計49億7,699万8千円、財源内訳、国道支出金269万7千円、一般財源209万4千円。

次に、歳出の内容を申し上げます。12ページ、13ページをお開き願います。

2款1項1目一般管理費。補正額26万2千円、計3,068万円。財源内訳、一般財源26万2千円であります。内容を申し上げます。9番、人事・給与事務26万2千円。これは、4月1日付けで、道へ派遣した職員と、道からの派遣された職員2名分の条例に基づきます赴任旅費であります。

9目行政区費。補正額183万2千円、計6,439万7千円。財源内訳、一般財源183万2千円あります。内容を申し上げます。6番、行政区会館耐震改修調査事業183万2千円。行政区会館については、平成24年度耐震診断を行ったところありますけれど、今後、耐震改修工事をする上で、追加調査及び強度試験が必要なことから、会館の一箇所を抽出いたしまして、詳細調査を行うものでございます。

続きまして、次のページ、14ページ、15ページとなります。

10款3項2目教育振興費。補正額269万7千円、計2,229万1千円。財源内訳、国道支出金269万7千円、国の特別支援教育支援体制構築事業委託金でございます。内容を申し上げます。2番、中学校特別支援教育事業269万7千円あります。これは、平成25年度の国の委託事業として実施するものでありますけれど、平成23年度に障害者基本法が改正されておりますけれど、この中に、障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育、インクルーシブ教育と呼ぶそうでもありますけれど、日本語に直せば、包容する教育だそうでございます。この理念が盛り込まれておりますけれど、この構築に向けた取り組みとして、また、今後の特別支援教育のあり方をモデル校による実践データ

等を求めて、今後進めていくという国の事業でありまして、今回、新十津川中学校がそのモデル校として委託を受け、実施していくものでございます。

以上で、内容の説明を終わります。よろしくご審議たまわりますよう、お願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） まず、13ページの行政区1か所と言いましたけれど、1か所、どこやるかという名前がわかっているのであれば、そのやる場所の名前を聞きたいということ。

それから教育振興費で、新中がモデル事業として実施していくということなのですが、これは、新たにそれが決まったので、多分、講師というのか、教員を雇って、その報償費ということだと思うんですけどもね、新年度からそういう先生もう決まっていて、国からの予算がついたので今回補正予算として出てきたのか、それとも、これから新たにそういう先生を採用してやっていくのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

最初に行政区費。

総務課長。

○総務課長（藤澤敦司君） それでは9番議員さんのご質疑にお答えいたします。1点目の行政区会館の場所でございますが、コンクリートブロック造、そして軽量鉄骨造の組み合わさっている会館の中から、現在、みどり区会館を予定してございます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（加藤健次君） 9番議員さんにお答えをいたします。インクルーシブは、平たくいうと、包容制度ということで、新たに文部科学省の事業に取り組むということですが、これについては、直轄事業であり文部科学省と本町の委託契約ということになります。今、先ほど当初予算ということの話だったのですけれども、3月に、一応、募集をはかりまして、当初予算ではなくて、急遽、補正という形で取り組むということになりました。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

はい。

○教育次長（加藤健次君） もう1点ですね。先生の方なのですけれども、これについては今後、基本的には、特別支援の経験者ということで、そういう先生方を予定しております。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

はい、9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 最近耳が遠くなりまして、よく聞こえないのですけれども、先生はこれから採用してということですか。最後に言ったのがそうだったのでしょか、

お願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 教育次長。

○教育次長（加藤健次君） 採用というよりは、この先生については、1年間、国でいう合理化配慮協力員ということで、1名を予定をしております。今後ですね、雇用というか、基本的には先生なのですけれども、1年間、スポット式で特別支援のそういう、いろんな角度で一般の普通学級、また、特別支援学級、その他いろんな形で一つのモデル事業を1年間かけて検討していくという事業でございます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第27号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号、平成25年度新十津川町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第28号、財産の取得についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今上程をいただきました議案第28号、財産の取得について。町は、次のとおり財産を取得する。

1、名称及び数量、ロータリ除雪車1台。2、取得の目的、建設機械の老朽による更新。当該建設機械は、平成8年に購入されたものでございます。3、契約の方法、指名競争入札。4、取得価格、3,486万円。5、契約の相手方、旭川市永山2条9丁目1番33号、北海道川重建機株式会社旭川支店、支店長、日野泰次。

提案理由でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、裏面に参考資料といたしまして、指名業者名、財産の規格等、納入場所、納入期限を記述してございます。なお、納入期限につきましては、平成25年11月30日という

ことになってございます。

以上で、提案理由と内容の説明に代えさせていただきます。よろしくご審議の上、議決たまわりますようお願い申し上げます。

- 議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。
直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行ないます。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第28号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第28号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第29号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

- 町長（植田 満君） ただ今上程をいただきました議案第29号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、新十津川町税条例の一部改正について、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めます。

提案理由でございます。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

なお、内容につきましては、住民課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認たまわりたくお願い申し上げます。

- 議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。
引き続き、内容の説明を求めます。
住民課長。

〔住民課長 小林 透君登壇〕

- 住民課長（小林 透君） それでは専決処分の内容について、ご説明申し上げます。
専決処分におきましては、理由といたしまして、新十津川町税条例の一部を緊急に改

正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分ということでございます。

それでは議案第29号、新十津川町税条例の一部を改正する条例。先決第2号の内容についてご説明を申し上げます。

今回の専決処分は、地方税法の一部を改正する法律が、本年3月30日に公布されまして、同様に地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が交付されたことによりまして、新十津川町税条例の一部を改正したものでございます。お手元の新旧対照表を併せてご覧いただきたいと思っております。

まず、第54条第5項でございますが、独立行政法人森林総合研究所が行っております、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業が、平成24年度でほぼ完了いたしましたして、本年度中には、すべて完了するというところでございまして、当該事業におきまして、整備等を行う農用地に対する仮換地や仮使用地に係る固定資産税の取り扱いを廃止するため、現行条文から関係する部分を削除したものでございます。

次に、第131条第4項でございますが、第54条第5項の改正と同様に、独立行政法人森林総合研究所が行う2事業の完了を見込んで、当該事業で整備等を行う土地に対する所有又は取得に係る特別土地保有税の取り扱いを廃止するため、関係部分を削除したものでございます。

なお、本町では、ただいま説明いたしました森林総研が実施する2事業を実施はしてございませんので、第54条第5項及び第131条第4項の改正に係る対象者はございません。

続きまして、改正条文の方をご覧いただきたいと思っております。附則の改正内容について、ご説明を申し上げます。

附則第1条は、平成25年4月1日を施行日としたものでございます。

附則第2条第1項につきましては、今回の改正は、平成25年度以後の年度分の固定資産税に対して適用することとしてございます。

附則第2条第2項は、昭和57年1月1日以前に建てられた住宅が、耐震基準適合住宅の認定を受けた改修を行った場合、固定資産税の減額措置を受けることができますが、その手続きに際しまして、提出すべき書類に、当該改修の契約日を証明する書類を添付することとなったため、その条文を加えたものでございます。

これは、当該、改修に係る固定資産税の減額措置が、平成22年1月1日から平成24年12月31日までに改修を行ったものは、2か年分の減額措置を受けることができますが、平成25年1月1日から平成27年12月31日までに行ったものにつきましては、1年分の減額措置となることから、その発生時点を確認するための追加条文でございます。

なお、附則第2条に係る、本町内での対象案件に係る申告につきましては、現在のところございません。

以上、専決第2号に係る新十津川町税条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。何とぞ、ご承認たまわりますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

この場で暫時休憩いたします。

〔暫時休憩〕

〔代表監査委員 山本 忍君退場〕

（議案配布）

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第6、議案第30号、新十津川町監査委員の選任についてを議題といたします。

本件につきましては、人事案件でございますので、その点につきましてご配慮の上、対応をしていただきたいと思います。

それでは、提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第30号、新十津川町監査委員の選任について。

新十津川町監査委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字大和124番地4。氏名、山本忍。昭和21年1月4日生まれ。

提案理由でございます。地方自治法第196条第1項の規定により、同意を求めるものでございます。

山本忍氏におかれましては、申し上げるまでもなく、人格が高潔ですぐれた識見を有する方でございます。平成21年5月から本町の代表監査委員として、常に公正で合理的かつ効率的な行政運営を目指し、監査業務にあたっていただきました。

よって、引き続き、監査委員に選任いたしたいとしますものでございます。

何とぞ、ご同意をたまわりたくお願いを申し上げます。以上、提案理由及び内容の説明に代えさせていただきます。よろしくご同意のほどお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、新十津川町監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

この場で暫時休憩いたします。

〔暫時休憩〕

〔代表監査委員 山本 忍君入場〕

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま監査委員に選任されました、山本忍氏から発言を求められておりますので、これを許します。

〔監査委員 山本 忍君登壇〕

○監査委員（山本 忍君） 議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

ただ今は、監査委員の選任に議員各位のご同意をいただきましたことは、身に余る光栄に存じておるところでございます。地方自治における監査の重要性を十分考えまして、今後とも微力ではございますが、誠実、公平に職責を果たしてまいりたいと考えておりますので、皆様方のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

◎選任第1号の上程、説明、選任

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、選任第1号、常任委員の選任についてを議題といたします。

事務局長から提案理由並びに内容の説明をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） 選任第1号、常任委員の選任についての提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

常任委員につきましては、新十津川町議会委員会条例第7条第2項により、会期の始めに議会において選任するものとしております。

また、常任委員会の名称及び委員の定数につきましては、第2条の規定により、総務

民生常任委員会6人、経済文教常任委員会5人としており、任期は、第3条第1項の規定により、2年となっております。

委員の選任は、第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、ここにご提案した次第であります。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

常任委員の選任方法について、お諮りいたします。

先例により、各方面別に選考委員を選出し常任委員の選任をすることといたしたいと思っております。選考委員の数は、みどり区を含む大和方面から2名、中央方面から2名、総進、弥生を含む花月方面から1名の計5名といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、方面別に大和方面から2名、中央方面から2名、花月方面から1名、計5名選考委員を選任し、常任委員の選任をすることに決定をいたします。

選考委員の選任をいただくまで、この場で暫時休憩いたします。

〔暫時休憩〕

○議長（長谷川秀樹君） 会議を再開いたします。

方面別の選考委員の報告が参っておりますので、事務局長から報告させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） それでは、選考委員のお名前を申し上げます。

大和方面は、西内議員、山田議員、中央方面は、長名議員、後木議員、花月方面は、安中議員、以上5名の方でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま報告がありました5名の議員を選考委員に決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま選出されました方々を、選考委員に決定させていただきます。選考委員の方々にはお手数を煩わせますが、各常任委員会委員の選任をお願いいたします。

休憩をしますので、その間に選任をいただきたいと思います。

10時45分まで休憩いたします。

（10時30分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（10時45分）

○議長（長谷川秀樹君） 5名の選考委員に、常任委員の選任をお願いしていただいておりますので、選考委員を代表し長名議員から、選考結果の報告を願います。

7番、長名實君。

〔選考委員代表 7番 長名 實君登壇〕

○7番（長名 實君） それでは、選考委員を代表いたしまして、私の方から発表させていただきます。

総務民生常任委員会には、樋坂議員、平澤議員、長谷川議長、青田議員、笹木議員、安中議員でございます。

経済文教委員会につきましては、後木議員、私、長名、西永議員、山田議員、西内議員でございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま、選考委員を代表し、長名議員から報告がございましたように、新十津川町議会委員会条例第7条第1項の規定により、総務民生常任委員に樋坂里子君、平澤豊勝君、青田良一君、笹木正文君、安中経人君、そして私、長谷川秀樹。経済文教常任委員に、後木幸里君、長名實君、西永勝治君、山田秀明君、西内陽美君。

以上のおおりに、指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり、常任委員に選任することに決定いたしました。

○議長（長谷川秀樹君） 今ほど私は、総務民生常任委員に選任されましたが、議長である私は、議会の先例に従い、総務民生常任委員を辞退したいと思います。

この際、一身上に関することであり、除斥となりますので、ここで副議長と交代させていただきます。

この場で暫時休憩いたします。

〔暫時休憩〕

〔議長 長谷川秀樹君、11番議席へ移動。副議長 西永勝治君、議長席に移動〕

○副議長（西永勝治君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

議長の総務民生常任委員の辞任についてお諮りいたしますが、地方自治法第117条の規定により、長谷川議長の退場を求めます。

〔議長 長谷川秀樹君退場〕

○副議長（西永勝治君） お諮りいたします。

ただいま、総務民生常任委員に選任されました長谷川議長から、常任委員を辞任したい旨の申し出がありました。

議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など、議長固有の権限を有していることなどを考慮するとき、一個の委員会に委員として所属することは適当ではなく、また、行政実例でも議長については辞任が認められているところでございますので、議長の総務民生常任委員を辞任することについて許可することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（西永勝治君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務民生常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。長谷川議長の入場を求めます。

〔議長 長谷川秀樹君入場し、11番議席に着席〕

○副議長（西永勝治君） この場で、暫時休憩いたします。

〔暫時休憩〕

〔副議長 西永勝治君、10番議席へ移動。議長 長谷川秀樹君、議長席に移動〕

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

各常任委員会で委員会を開催し、常任委員長及び副委員長の互選をしていただきたいと存じます。

休憩をとりますので、その間に、常任委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。11時5分まで休憩いたします。

（10時54分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（11時01分）

○議長（長谷川秀樹君） これから、諸般の報告をいたします。

休憩中に、各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が、議長の手元に参りましたので、報告いたします。

総務民生常任委員会委員長に笹木正文君、副委員長に安中経人君。

経済文教常任委員会委員長に山田秀明君、副委員長に西内陽美君。

以上のとおり、互選されました旨の報告がありました。

◎選任第2号の上程、説明、選任

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、選任第2号、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

事務局長から、提案理由並びに内容の説明をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） 選任第2号、議会運営委員の選任についての提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

議会運営委員は、新十津川町議会委員会条例第7条第2項の規定により、会期の始めに議会において選任するものとしております。

また、議会運営委員の定数は、第4条の2第2項により4人、任期は第4条の2第3項により2年となっております。

委員の選任につきましては、常任委員同様、第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっておりますので、ここに提案した次第であります。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、先例により、各常任委員会から2名選任し、議会運営委員会を構成するとの申し合わせであります。そのようにすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、各常任委員会から2名選任するという事に、決定をいたしました。

次に、選任方法について、お諮りをいたします。

先例により、各常任委員会から2名ずつ選考委員を選出し、議会運営委員の選任をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会から2名ずつの選考委員を選出し、議会運営委員の選任をすることに決定をいたしました。

選考委員の選任をいただくまで、この場で暫時休憩いたします。

〔暫時休憩〕

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

選考委員の報告が参っておりますので、事務局長から報告をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） それでは、選考委員のお名前を申し上げます。

総務民生常任委員会からは、笹木議員、安中議員、経済文教常任委員会からは、山田議員、西内議員。以上の4名でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま報告がありました、4名の議員を選考委員に決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま選出されました方々を、選考委員に決定させていただきます。選考委員の方々には、お手数を煩わせますが、議会運営委員の選任をお願いいたします。休憩をいたしますので、その間に選任をいただきたいと思ひます。

11時15分まで休憩をいたします。

(11時06分)

○議長（長谷川秀樹君） お揃いですので、休憩を解き、会議を再開いたします。

(11時11分)

○議長（長谷川秀樹君） 4名の選考委員の方々に、議会運営委員の選任をお願いしていただいておりますので、選考委員を代表し、4番、山田議員から、選考結果の報告を願ひます。

4番、山田秀明君。

〔選考委員代表 4番 山田秀明君登壇〕

○4番（山田秀明君） それでは、議会運営委員会の選考結果を発表させていただきます。

議会運営委員には、長名議員、青田議員、私、山田、そして笹木議員です。この4名にお願いしたいと思ひますので、ご賛同方よろしくお願ひいたします。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま、選考委員を代表し、山田議員から報告がございましたように、議会運営委員の選任については、新十津川町議会委員会条例第7条第4項

の規定により、長名實君、青田良一君、山田秀明君、笹木正文君。以上4名を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員に選任することに決定をいたしました。

引き続き、委員会を開催し、議会運営委員長及び副委員長の互選をしていただきたいと存じます。

休憩をいたしますので、その間に委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

11時20分まで休憩いたします。

(11時13分)

○議長（長谷川秀樹君） 多少、時間が早いですけれども、休憩を解き、会議を再開いたします。

(11時16分)

○議長（長谷川秀樹君） これから、諸般の報告をいたします。

休憩中に、議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が、議長の手元に参りましたので報告をいたします。

議会運営委員長に青田良一君、副委員長に長名實君。以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

なお、先般の議会運営委員会で、青田委員長から、議長に事故あるときは、副議長が議長の職務を務めることになることから、議会運営委員会の審議状況等の内容を承知し、円滑な議会運営を行うためにも、先例により、副議長を当委員会に委員外議員として出席を求めることとしたいという旨の報告がありましたので、議員各位には、このことにご理解をたまわりますよう、お願いいたします。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日付議されました案件は、すべて議了いたしました。

したがって、平成25年第2回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午前11時18分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員